

「二炭酸ジメチル」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

食品添加物「二炭酸ジメチル」について、食品添加物としての新規指定及び規格基準の設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 号第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

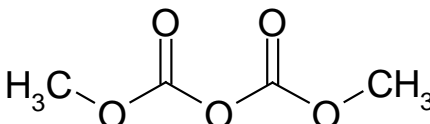
評価依頼添加物の概要は、以下のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、食品添加物としての新規指定及び規格基準の設定について検討することとしている。

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 30 年 1 月 10 日、指定等要請者からの指定及び規格基準設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|--------------|--|---|
| 名称 | 二炭酸ジメチル | |
| 構造式等 | 構造式：  (CAS 番号：4525-33-1) | |
| 用途 | 殺菌料 | |
| 成分概要 | 飲料を密閉容器に充てんする際に添加され、容器内の細菌を殺菌する。添加後、反応生成物（N-カルボメトキシ化合物等）が生じ、二炭酸ジメチルは、数時間で二酸化炭素とメタノールに加水分解され、飲料中には残留しないとされている。 | |
| 日本における使用状況 | 指定されていない。 | |
| 使用基準（案） | 二炭酸ジメチルは果実酒及び清涼飲料水（ミネラルウォーター類を除く。以下この目において同じ。）以外の食品に使用してはならない。 二炭酸ジメチルの使用量は、果実酒（ぶどう酒を除く。）及び清涼飲料水にあつてはその 1 kg につき 0.25g 以下、ぶどう酒にあつてはその 1 kg につき 0.20g 以下でなければならない。 | |
| 国際機関、海外での状況等 | JECFA、EFSA | GMPIに基づく場合には、飲料の低温殺菌剤として 250 mg/L 以下の濃度での使用が許容される。 (JECFA：1990) 保存料として 250 mg/L 以下の濃度での使用が許容される。 (EFSA：2015) |
| | 国際規格 | あり |
| | 使用状況 | 米国では、ワイン、低アルコールワイン、茶系飲 |

| | | |
|---------------------|-----------|--|
| | | <p>料、ソフトドリンク、果汁飲料等への使用が認められている。</p> <p>欧州連合では、果汁飲料、清涼飲料水、茶系飲料、ノンアルコール飲料、ノンアルコールワイン、ワイン等への使用が認められている。</p> |
| <p>食品安全委員会での評価等</p> | <p>初回</p> | |

GMP：適正製造規範

JECFA：FAO/WHO合同食品添加物専門家会会議

EFSA：欧州食品安全機関